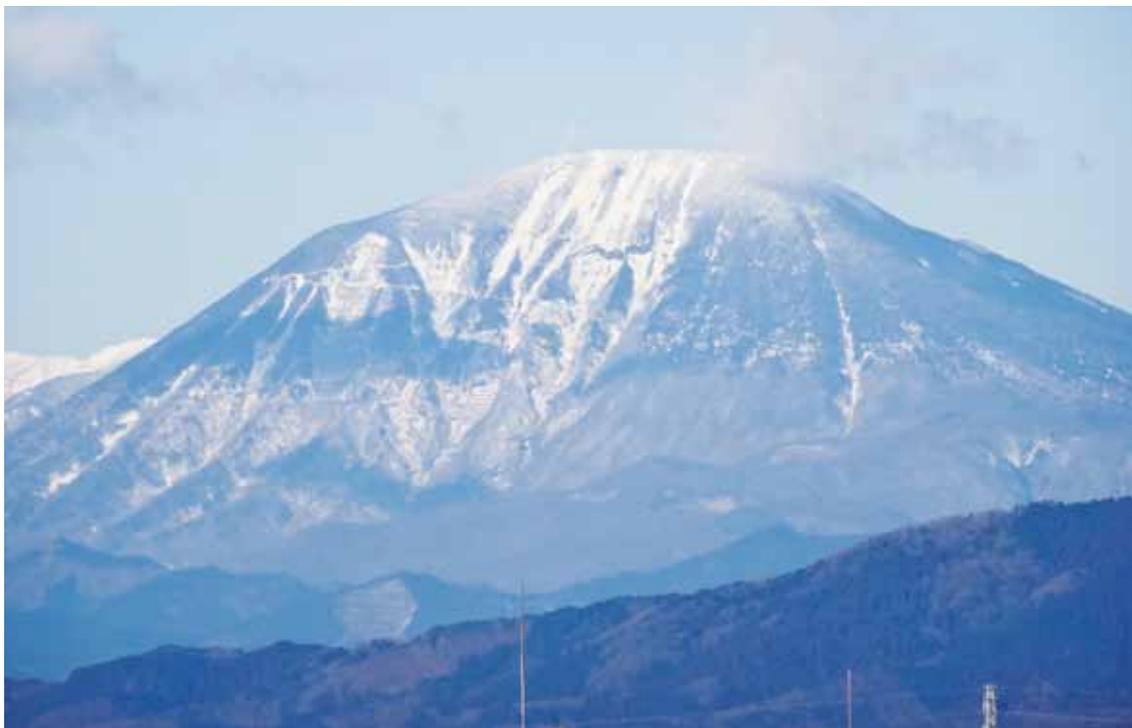


平成30年2月

No.170

環境技術協会だより

一般財団法人 栃木県環境技術協会



(日光市 男体山)

主な事業登録

- ・濃度に係る計量証明の事業（栃木県 第172号）
- ・音圧レベルに係る計量証明の事業（栃木県 第171号）
- ・振動加速度レベルに係る計量証明事業（栃木県 第0191号）
- ・作業環境測定機関（栃木労働基準局 第9-2号）
- ・建築物空気環境測定業（宇都宮市 22年空 第10-1号）
- ・建築物飲料水水質検査業（宇都宮市 22年水 第11-1号）
- ・浄化槽保守点検業（栃木県 第261号）
- ・水道法第20条厚生労働大臣登録水質検査機関（第161号）
- ・温泉法登録分析機関（20 栃葉第1号）

ISO9001 審査登録 登録番号Q2886

水質
排水・飲料水・環境水

大気質
ばい煙・環境大気

騒音・振動

臭気

作業環境

土壌・廃棄物・肥料

環境アセスメント

自然環境調査

生物調査

水質・大気
保守管理

飲料水・空気環境
ビル管理

環境書籍の出版

当協会は栃木県地球温暖化防止活動推進センターを運営しております

登録事業からの最新の話～濃度に係る計量証明の事業

カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の一部が適用期限を終了。

～金属鉱業及び溶融めっき業等の皆様へ～

平成29年11月30日、溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）、非鉄金属第一次製鉄・精製業及び非鉄金属第二次製鉄・精製業（いずれも亜鉛に係るものに限る）3業種のカドミウムに係る暫定排水基準が適用期限を終え、平成29年12月1日より、一般排水基準の0.03mg/Lへ移行、強化されました。

◎ カドミウムとは？

カドミウムは、人体に対する長期間の暴露により肝臓・腎臓等に障害を生じさせ、特にカルシウム代謝を阻害し、骨粗鬆症、骨軟化症等を発症させる可能性が指摘されています。有名なところでは富山県神通川流域での「イタイイタイ病」というカドミウム中毒を起こした元素として知られていますが、人体に必須の亜鉛と性質が似ているため、腎臓に蓄積されていくと亜鉛の働きが阻害されてしまい、イタイイタイ病を発症するといわれています。

カドミウムはニカド電池の材料として、また、その安定性や耐久性から顔料（イエロー・オレンジ等）の原料やメッキとしても利用されましたが、現在はニッケル水素電池やリチウムイオン電池もあり、顔料やメッキは代替品への転換も進み使用量は減少しているようです。

とは言え、カドミウムは土壌中や河川の底質等、自然中に堆積し、そこで生育した野菜、穀類、家畜、魚介類等の食品を経由して人体内に取り込まれます。よって、下表のように、排水基準以外の様々な国内基準が設けられており、環境基準については、新たな知見を踏まえ、平成23年10月から0.003 mg/Lに強化されています。

水道水質基準	0.003mg/L（平成22年4月改正）
食品・添加物等の規格基準 米（玄米及び精米）	0.4ppm（平成22年4月公布、平成23年2月改正）
農用地土壌汚染対策地域の指定要件	米 1kg あたり 0.4mg 以下（平成22年6月改正）
環境基準（公共用水域、地下水）	0.003mg/L（平成23年10月改正）

◎ 排水基準は？

以上を踏まえ、環境基準の維持・達成を図るために、水質汚濁防止法に基づくカドミウム及びその化合物の排水基準が、平成26年12月1日より0.03 mg/Lに強化されました。その際に、4業種に対しては一定の期限を定めて暫定排水基準が設定されましたが、その中の3業種に係る基準が、この度適用期限を終えました。概要は下表のとおりになります。



電気加熱原子吸光分析装置

業 種	カドミウムの排水基準	
溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1 mg/L (平成 28.12.1 ～平成 29.11.30)	一般排水基準へ移行 0.03 mg/L (平成 29.12.1～)
非鉄金属第一次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L (平成 26.12.1～平成 29.11.30)	
非鉄金属第二次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L (平成 26.12.1～平成 29.11.30)	
金属鉱業	0.08 mg/L（平成 28.12.1 ～平成 31.11.30）	

詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

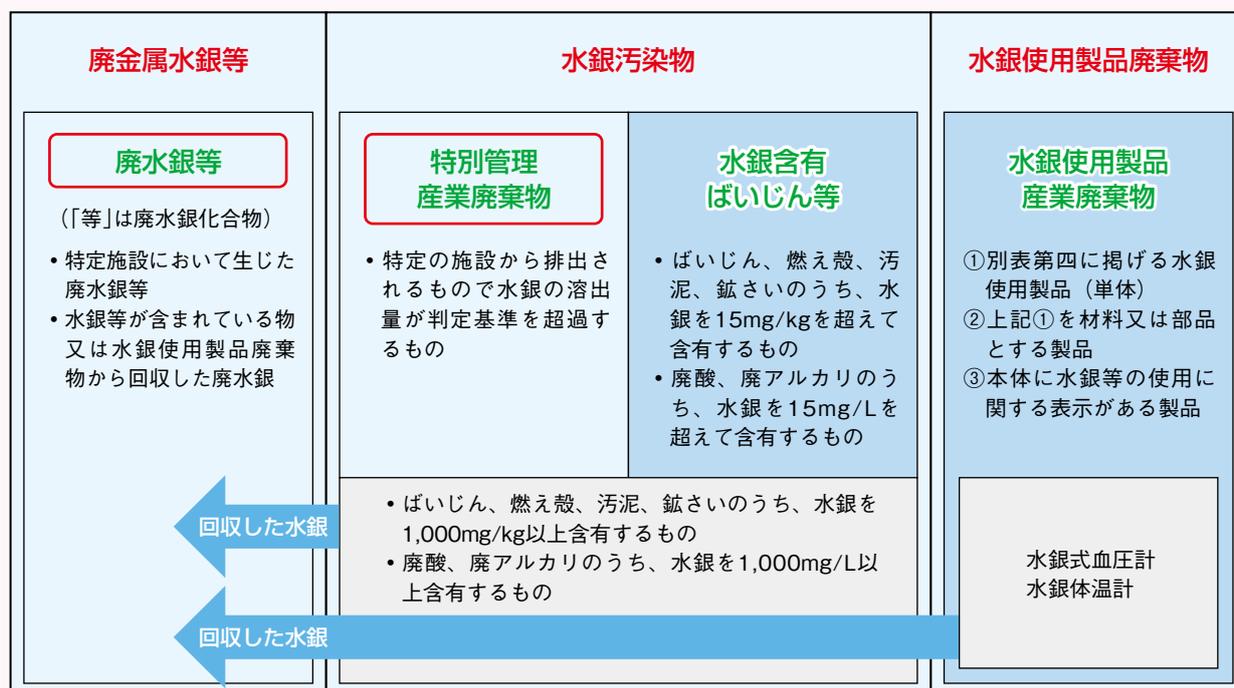
情報コーナー

■平成29年10月1日施行「水銀廃棄物」の取扱いに係るお知らせ

「水銀に関する水俣条約」の採択により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」等に係る第1段目の改正が平成28年4月に施行されたことに続き、「水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物」の定義や処理基準等に関する第2段目の改正が平成29年10月1日に施行されました。新たな措置の主な内容は下記のとおりです。

- 廃水銀等の処分基準の設定及び硫化施設を産業廃棄物処理施設へ追加
- 産業廃棄物の区分に水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物が新しく設定
- 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準の設定
- 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物であることの情報伝達

水銀廃棄物の分類（産業廃棄物について）



赤字：水俣条約上の国内における水銀廃棄物の分類

緑字：廃棄物処理法上の分類

■：廃棄物処理法施行令の改正（平成27年）で新たに定義されたもの。

□：特別管理産業廃棄物

※水俣条約上の定義にあり、廃棄物処理法上の廃棄物でない水銀廃棄物については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」により、水銀含有再生資源に分類されます。

出典：「環境省 水銀廃棄物ガイドライン（平成29年6月）」を参照して作成。

■管理ソフトを用いて騒音・振動測定データの解析をしています！

当協会においては、騒音・振動測定におけるデータ解析の際に、測定内容によっては「環境測定データ管理ソフト（リオン A S-60 VM）」を使用することにより、現場で連続測定した膨大なデータでも、各種演算（時間率、等価騒音、最大値、最小値等）及び測定データの除外音処理やデータのグラフ化等、多種多様なデータ処理が短時間で行うことができ、お客様の要望に沿った解析方法を選択して報告書をご提供できます。



* 騒音・振動測定に関するお問い合わせ・ご依頼の際は是非、当協会までお気軽にご連絡ください。

栃木県地球温暖化防止活動推進センターからのお知らせ

12月「地球温暖化防止月間」に、関東ブロックの地球温暖化防止活動推進センターが、関東地方環境事務所の協力を得て、2030年に向けてCO₂ 26%削減を目指し「COOL CHOICE」共同アピールを行いました。

関東ブロックCOOLCHOICE共同アピール



私たちは 低炭素なくらしの実現に向けてここに「COOL CHOICE」地域拠点としての活動を推進することをアピールします（2017年12月）

栃木県センターにおいても「COOL CHOICE」の地域拠点となるべくあらゆる場・機会において“賢い選択”を呼びかけるとともに賛同票の集約を図る“地域デスク”として活動してまいります。



専務理事

E-mail tochikankyou.senmu@nifty.com

分析担当

E-mail tochikankyou.gijutu-b@nifty.com
TEL 028-673-9083
FAX 028-673-9086

総務担当

E-mail tochikankyou.kanri-s@nifty.com
TEL 028-673-9080
FAX 028-673-9084

大気測定担当

E-mail tochikankyou.gijutu-t@nifty.com
TEL 028-673-9081
FAX 028-673-9085

地球温暖化防止活動推進センター

E-mail tochikankyou.jimukyoku@nifty.com
TEL 028-673-9101
FAX 028-612-6611

採水調査担当

E-mail tochikankyou.gijutu-c@nifty.com
TEL 028-673-9107
FAX 028-673-9085

営業担当

E-mail tochikankyou.kanri-g@nifty.com
TEL 028-673-9080
FAX 028-673-9084

（保守・採水）

E-mail tochikankyou.hosyu@nifty.com
TEL 028-673-9082
FAX 028-673-9085

一般財団法人 栃木県環境技術協会

〒329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13
<http://tochikankyou.com>